

2005年4月22日

住宅・建設・都市開発

生コン不良事故 保証制度が発足

生コン瑕疵保証共済制度の概要

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ▽対象者 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 各地の生コン協同組合に所属していること。JIS認定やISO9001、マル適マークを取得していること 工場出荷前に対象製品の検査、データ提出が可能であること データ提出後、原料の配合比率について規定以外の数値が出た場合、工場出荷前に調整可能なくみを持っていること | |
| ▽対象となる生産物 | |
| <ul style="list-style-type: none"> JIS A5308の認定を受けたコンクリート、高強度コンクリート | |
| ▽保証限度額 | |
| 保証限度額 | 瑕疵保証 |
| 1事故/年間 | 5千万円 |
| 1協同組合/年間 | 9千万円 |
| 共済会全体/年間 | 5億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 瑕疵確認費用（調査費用）は1事故当たり150万円。うち50万円は事業者の自己負担 | |
| ▽共済掛け金（共済制度の加入数量が2000万立方メートルの場合） | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1立方メートル当たり、9円 | |

上限500万円に設定

コンクリート建物のひび割れ、一部倒壊……。生コンクリート（生コン）の不良から生じる事故を補償する日本初の「生コンクリート瑕疵（かし）保証共済制度」が生コン共済会により四月スタートした。中小企業が多い生コン業界は、事故で損害賠償を求められれば会社存続にもかかわりかねない。転ばぬ先のつえとして期待を担う。

加入対象者は全国の生コン協同組合に所属し、日本工業規格（JIS）マークなど一定の資格を取得する業者に限る。掛け金は生コン一立方

メートルあたり年九円。保証限度額は一事故当たり、五試験所が第三者機関とし（阪市）の保険部。すでに純一部長は「阪神大震災後、事故の調査・過失認

品納入後三年間を保証期間とする。国土交通省の外部団体、日本建築総合試験所が第三者機関とし（阪市）の保険部。すでに純一部長は「阪神大震災後、事故の調査・過失認

品納入後三年間を保証期間とする。国土交通省の外部団体、日本建築総合試験所が第三者機関とし（阪市）の保険部。すでに純一部長は「阪神大震災後、事故の調査・過失認

の一端として取り組んできた。制度設立に奔走した浅沼建保の杉本たけしは「阪神大震災後、事故の調査・過失認

の一端として取り組んできた。制度設立に奔走した浅沼建保の杉本たけしは「阪神大震災後、事故の調査・過失認

める声が高まった」と振る。多くの建物が被害を受けた阪神大震災では、生コンを練る際の水使用が原因とみられるものが散見された。建物の安全性に対する関心が急速に高まる中、以前から保証制度について研究していた同社も構築に向け本腰を入れ始めた。

しかし、生コンという半製品が対象となるだけに、制度設立には多くの困難があった。施工時の気象や作業員の力量など多くの条件が絡み合い、建物に不具合が生じた場合の原因を判定するのは容易ではない。

例えば、壁に亀裂が入り返る。多くの建物が被害を受けた場合。原料である海砂の洗浄が不十分だったり、生コンを練る際の水の配合量ミスなどが認められれば、生コン業者が過失があったといえる。

一方、作業員の能力不足など作業時のミスがあれば建築業者側の責任を問うことも踏まえ、米国の海外の再保険会社の利用を決め、ようやく具体化した。今後は、保証限度額の引き上げや保証期間の延長など、より使い勝手の良い制度にする

止を恐れ、報告をしないまま生コン業者と下請け工事会社とで施工しなおす事例が多い」（杉本部長）。事故の種類や再工事費用の分担方法などは明らかにしていない。

このため国内では保証制度の引き受け手は見つからなかった。海外で瑕疵保証制度が普及していることを踏まえ、米国の海外の再保険会社の利用を決め、ようやく具体化した。今後は、保証限度額の引き上げや保証期間の延長など、より使い勝手の良い制度にする

とが求められる。（相模真記）

とが求められる。（相模真記）